

令和7年度介護に関する入門的研修事業実施業務委託企画提案競技実施要領

1 業務の名称

令和7年度介護に関する入門的研修事業実施業務委託

2 業務の内容

「令和7年度介護に関する入門的研修事業実施業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

6,054,624円（消費税及び地方消費税を含む。）

研修の実施に係る経費を含む。

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 企画提案競技参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (4) 県税に未納がない者
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 実施公告 | 令和7年4月15日（火） |
| (2) 質問票受付期限 | 令和7年4月24日（木） |
| (3) 参加申込受付期限 | 令和7年5月1日（木） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年5月12日（月） |
| (5) 審査結果通知 | 令和7年5月下旬予定 |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問票の提出 ※希望者のみ

- ① 提出期限：令和7年4月24日（木）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：質問票（別紙1）に必要事項を記載の上、FAX又は電子メールで提出すること。
- ③ 回答は、原則として質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付する。また、必要があれば、参加申込者全員に電子メールで送付することとする。

(2) 参加申込み

企画提案競技への参加を希望する者は、令和7年5月1日（木）午後5時（必着）までに、別紙2（企画提案競技参加申込書）を電子メール又はFAXにて提出すること。

(3) 企画書等提出

① 提出書類及び部数

(ア) 企画提案書 【6部（正本1部、副本5部）】

A4版の任意様式とし、仕様書及び別添の審査基準表に従って作成すること。
両面印刷の場合は長辺閉じとし、ファイリングが困難となる装丁を行わないこと。
なお、提案は1社1案とする。

(イ) 見積書（様式任意）【6部（正本1部、副本5部）】

一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

(ウ) 誓約書（別紙3） 【1部】

(エ) 企画提案競技参加団体の概要 【1部】

下記の内容を記載し、A4版にまとめること。

(i) 参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）

(ii) 担当者（職氏名、連絡先（電話、FAX、電子メール）

(オ) その他の書類（任意） 【6部】

(i) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料

(ii) 類似業務の履行実績（直近2年以内）

② 提出期限：令和7年5月12日（月）午後5時まで（必着）

③ 提出方法：持参又は郵送

(4) 審査方法

別添の審査基準表に従い、最も優れた提案を選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については採択・不採択に関わらず、令和7年5月下旬に参加者に通知する。

(6) 契約の締結等

- ① 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込がない時は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- ② 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

(7) 著作権

- ① 今回作成する著作物の一切の著作権については県に帰属するものとし、県で今後実施する別の事業において使用できるものとする。
- ② 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(8) その他

- ① 提出された資料は、返却しない。
- ② 企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- ③ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(9) 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1
宮崎県福祉保健部 長寿介護課 介護人材・高齢化対策担当
電話：0985-26-7059
FAX：0985-26-7344
メール：choju@pref.miyazaki.lg.jp